

特記仕様書

- 1 工事名 石鉢小学校長寿命化改修等工事
- 2 工事場所 階上町大字 角柄折 地内
- 3 工事期間 契約の翌日から令和10年3月31日まで
- 4 工事目的 ⑧棟校舎の長寿命化改修、⑭棟校舎の大規模改修を行う。
- 5 工事内容 校舎改修 1式
 - ・ 建築工事 1式
 - ・ 電気設備工事 1式
 - ・ 機械設備工事 1式
- 6-1 施設名 名称 階上町立石鉢小学校
住所 階上町大字角柄折字石鉢14番地2
- 6-2 対象棟 ※棟番号は別紙の公立学校等建物の棟別面積表（施設台帳）による
 - ①棟番号 8-1
棟名 旧校舎棟(管理及び教室棟)
構造 RC造、2階
延床面積：2,007㎡、建築年度：1985 (S60)
 - ②棟番号 8-2
棟名 旧校舎棟(管理及び教室棟)
構造 RC造、1階
延床面積：3㎡、建築年度：1992 (H4)
 - ③棟番号 8-3
棟名 旧校舎棟(管理及び教室棟)
構造 RC造、2階
延床面積：25㎡、建築年度：1992 (H4)
 - ④棟番号 14
棟名 新校舎棟(教室棟)
構造 RC造、2階
延床面積：1,289㎡、建築年度：1992 (H4)
- 7 工事施工監理（監理者）

本工事は、工事監理を業務委託していることから、受託業者担当者により、工事監理を行う。

 - ・ 工事監理受託業者：未定（5月26日入札予定）
- 8 一般共通事項

この仕様書に記載のない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と協議の上、決定するものとする。

8-1 工程表の提出

契約締結後14日以内に工程表を作成し、その内容を説明した上で提出するものとする。

※R8・9年度 工事作業手順（案）（別紙）を参考にしながら作成すること。

8-2 施工計画、打合せ及び議事録

契約後、すみやかに施工計画（工程、仮設、安全管理等）について、発注者の承諾を得ること。また、発注者、監理者、関係官公署等との打ち合わせを行った場合は、議事録を作成し、その都度、文書で報告するものとする。

8-3 適用基準及び特殊な工法等

図面に記載のない事項は、次に示す基準、要領、指針等に従うものとする。

- (1) 国土交通省公共建築工事標準仕様書（建築・電気設備・機械設備）
 - (2) 国土交通省公共建築改修工事標準仕様書（建築・電気設備・機械設備）
- その他各種関係法基準など

8-4 貸与資料等

貸与された資料等は、これを公表、他に貸与及び複製をしてはならない。また、工事が終了したときは、すみやかに発注者に返却するものとする。

8-5 安全管理

労働衛生関係の法律を遵守し、施工にあたること。建物出入口付近から見える位置に週間工程表を掲示し、注意喚起を行うこと。外部足場は養生シート等にて、第三者に入られないよう対処すること。

また、学校運営への影響は最小限となるようにすること。併せて、周辺の近隣住民への注意喚起を行うこと。

8-6 品質管理

「施工計画書」「施工図」「材料や工事・工法等の承認願い」を提出し監督員の承諾を得ること。工程ごとの工事写真を撮影し、提出すること。

8-6 検査等

完了時の検査のほか、各工程、特に完了検査時に不可視となる部分においては、監督員、監理者の確認を得たのち次工程に移ること。工程ごとに、監督員の確認を得るものとする。

8-7 提出成果品

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 完成写真 | 1部 |
| (2) 工事写真 | |
| ア 工事写真全部（冊子及び電子媒体納品） | 1部 |
| イ 着工前・完成のみ（電子媒体納品） | 1部 |
| (3) 完成図 | |
| ア 二つ折り製本 | 2部 |
| イ A3判二つ折り製本（展開時A4） | 2部 |
| ウ 図面データ | 1式 |
| エ 施工図 | 1部 |
| (4) 施工計画図 | 1部 |
| ※工事期間中に監督職員の承諾を受けたものを取りまとめたもの | |
| (5) 承認図 | 1部 |
| (6) 保全に関する資料 | 1部 |
| (7) 工事関係資料 | 1部 |
| (8) その他監督職員が指示する書類 | |

8-8 その他特記事項

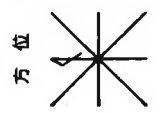
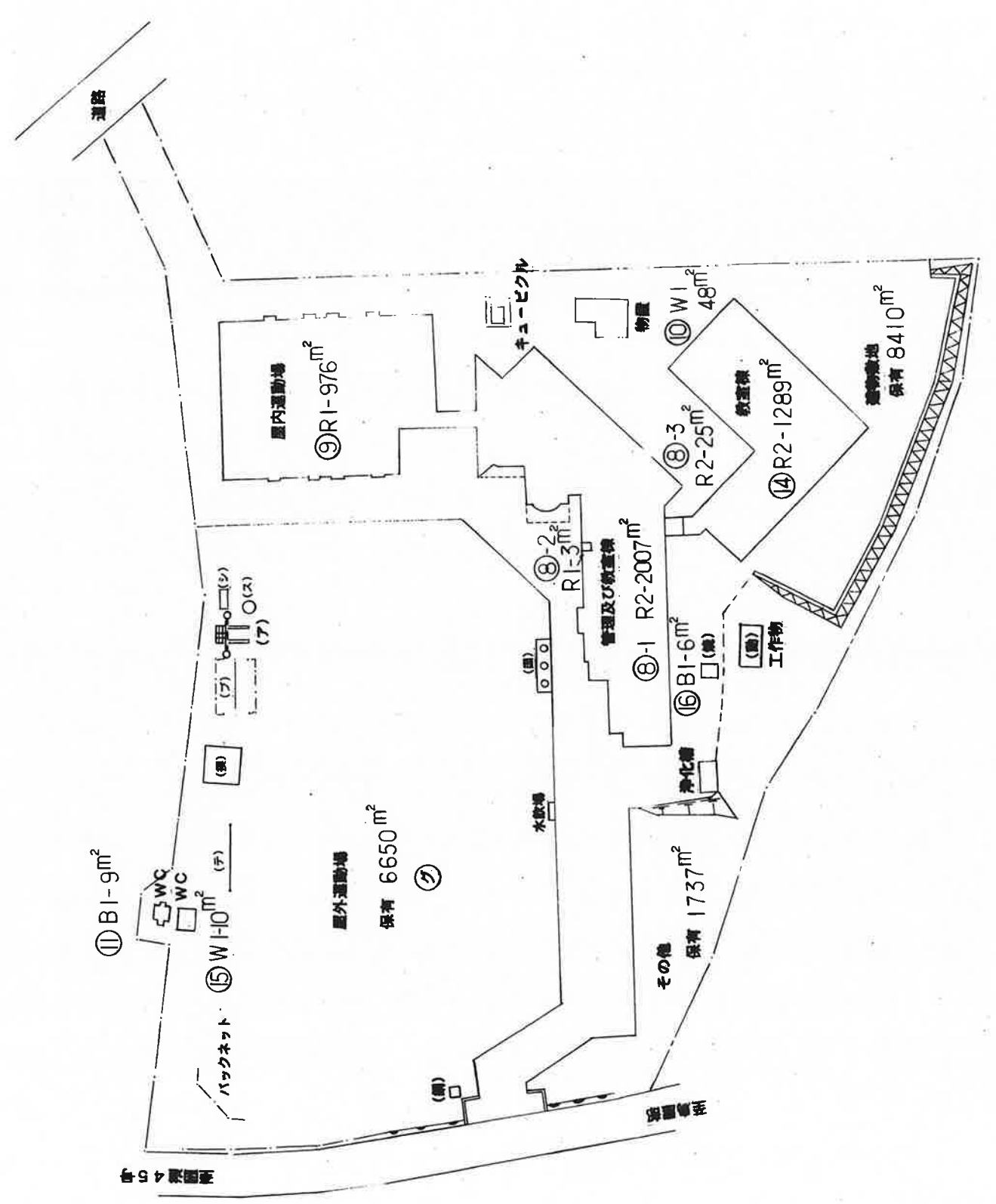
- (1) 工事用電力、水等
 - ・本工事に必要な工事用電力、水等の費用はすべて請負者の負担とする。
- (2) 諸官公庁手続き
 - ・官公庁への手続きは本工事に含むものとし、請負者がこれを行うこと。
- (3) 安全管理
 - ・工事にあたっては、施設管理者等への説明及び打合せを行い、請負者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (4) 工程管理
 - ・電気、ガス、水道等、施設の運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者等と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
 - ・学校活動への影響が最小限となるよう、施設管理者（学校長）と調整の上、計画すること。
- (5) 発生材処分
 - ・発生材は、事故等の防止のため、すみやかに場外へ搬出すること。
 - ・発生材の種類別に徹底した分別を行うこと。
 - ・発生材の処分は廃棄物処理に係る諸法令等に従い、適正に処理を行うこと。
- (6) 清掃片付け
 - ・工事中は常時後片付け及び清掃に心がけ、発生材及び塵芥が飛散、堆積しないようにすること。
- (7) 工事写真撮影要領
 - ・着工前及び完成後の撮影は、同位置同方向とすること。
 - ・施工中の撮影は、完了後に確認できない事項及び不可視となる部分に留意すること。
- (8) 環境への配慮
 - ・揮発性有機化合物（VOC）対策として、有害化学物質等を含有しない若しくは含有量が少ない材料を選定すること。
 - ・工事による騒音、振動、周辺道路の交通障害等の防止に努めること。
- (9) 資材
 - ・本工事に使用する資材はすべて新品とする。併せて、可能な範囲において、使用する資材等は県産材の使用を考慮すること。
- (10) その他
 - ・暴力団関係者等から工事妨害による被害を受けた場合は、すみやかに被害届を警察に提出すること。
 - ・本工事の元請業者は、労働安全衛生法第29条から第32条に定める元方事業者の講ずべき措置等を行うこと。また、石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査結果について、轄労働基準監督署に電子システムにより報告すること。
 - ・現場事務所、工事関係者用駐車場位置は協議による。
 - ・工事期間中、内部への第三者の侵入及び盗難等無いよう、戸締りに注意すること
 - ・校舎と隣接する屋内運動場の改築工事が現在実施中である。同一敷地内での施工となるため、工程の調整等に協力すること。
 - ・改修工事に伴う教室内教材・物品等は学校と協議の上、移動の協力をすること。
 - ・本工事の財源は、交付金（学校施設環境改善交付金）を活用したものとなる。交付金事業の関係で、工事費用について、令和8年度に契約額の40%に相当する金額の前払い若しくは出来高払いが必要となる。

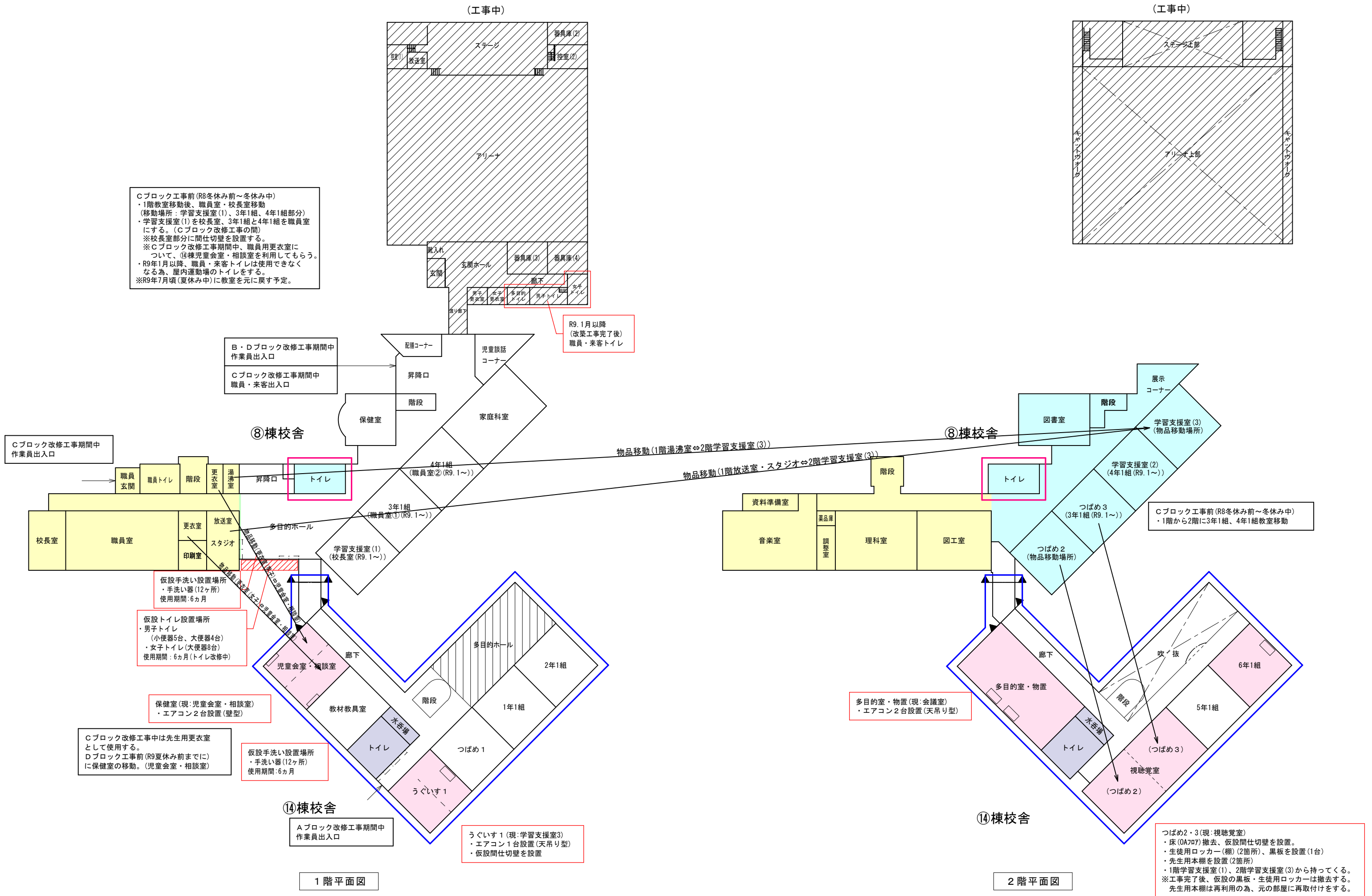
(令和6年度)

0435
 024462121
 石鉢小学校

施設の配置図
 縮尺 0 10 20 30
 A4
 1/1000

- 凡例**
- 〔未〕 未利用地
 - 〔危〕 危険建物
 - 〔備〕 備用建物
 - 〔一〕 一時利用建物
 - 〔外〕 屋外教育環境整備事業によるもの
 - 〔園〕 園遊場
 - 〔テ〕 遊具
 - 〔シ〕 シーソー
 - 〔ジ〕 ジャンダルム
 - 〔ノ〕 乗り物
 - 〔フ〕 フランコ
 - 〔サ〕 サベリ台
 - 〔ス〕 ストライト
 - 〔ク〕 クローブ
 - 〔機〕 土機
 - 〔石〕 石塔
 - 〔式〕 式台
 - 〔備〕 備後
 - 〔自〕 自転車庫
 - 〔水〕 水イライ
 - 〔池〕 池
 - 〔池〕 池
 - 〔池〕 池
 - 〔小〕 小舎
 - 〔パ〕 パッケージエアコン
 - 〔フ〕 フロント
 - 〔ア〕 アスレチック





令和8・9年度工事		
【夏休み前後に終わらせる工事】		物品移動時期
■	工事時期：令和8年6月～8月頃	
	01_仮設トイレ設置（場所：多目的ホール前）（夏休み明けまでに）	
	02_⑭棟視聴覚室（床仕上材・仮設間仕切壁新設）（夏休み前までに）	
	03_⑭棟エアコン設置（うぐいす1、6年1組は夏休み前までに） 対象教室：1階児童会室・相談室、うぐいす1、2階会議室（多目的室・物置）、6年1組	
■	04_⑧棟児童用トイレ水漏れ調査・処置（場合により早急にトイレ改修）	
【Aブロック改修工事】（⑭棟校舎）		物品移動時期
工事時期：令和8年8月～10月（トイレ改修）/令和8年11月～2月中（LED照明改修）		
■	01_⑭棟トイレ改修（1・2階トイレ）	物品移動なし
■	02_⑭棟LED照明改修（⑭棟にある全部の照明器具が対象。） ※⑭棟校舎改修工事は令和9年3月までに完了しなければならない。	物品移動なし
【Bブロック改修工事】（⑧棟校舎）		物品移動時期
工事時期：令和8年8月～12月		夏休み中に移動
■	01_2階つばめ2・3、学習支援室(2)・(3)、図書室の物品移動 移動場所：仮設倉庫（仮設倉庫設置期間は12月まで）	工事完了後 物品移動
■	02_児童用トイレ改修(R8.11月～R9.1月)	
【Cブロック改修工事】（⑧棟校舎）		物品移動時期
工事時期：令和9年1月～令和9年7月		冬休み中に移動
■	01_①2階音楽室、理科室、図工室の物品移動 移動場所：学習支援室(2)・(3)	
	02_②1階校長室、職員室、印刷室、放送室、スタジオ、更衣室、湯沸室の物品移動 移動場所：学習支援室(1)、3年1組、4年1組、家庭科室 ※1階にある3年1組、4年1組を2階へ教室移動。 ※校長室、職員室、印刷室の物品を学習支援室(1)、3年1組、4年1組に移動 更衣室の物品は児童会室・相談室に移動、その他は2階学習支援室(3)に移動	R9年夏休みに 元に戻す（職員室）
【Dブロック改修工事】（⑧棟校舎）		物品移動時期
工事時期：令和9年8月～令和10年3月		夏休み中に移動
■	01_Dブロック（仮校長室、仮職員室①・②、家庭科室、保健室）の物品移動 児童用昇降口、配膳側昇降口、配膳コーナー、児童談話コーナー 移動場所：学習支援室(2)・(3)に家庭科室の物品を移動 仮校長室、仮職員室①・②の物品はCブロック工事完了後、元に戻す。 児童会室・相談室に保健室の物品を移動（仮保健室） ※配膳コーナー、児童昇降口、多目的ホールは夏休み・冬休み期間中に工事予定。 ※児童の屋内運動場への移動動線を確保。	

令和8年度の主な工事内容

01_⑧棟校舎改修(LED照明改修含む)【A・Bブロック改修工事】

- ・屋上防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修
- ・児童用トイレ改修(⑭棟校舎トイレ完成後)
- ・設備機器更新

02_⑭棟トイレ改修(1・2階トイレ)【Aブロック改修工事】

- ・トイレ改修
- ・屋根 雪止め設置

03_⑭棟エアコン改修(対象教室)【Aブロック改修工事】

- ・エアコン設置(1階うぐいす1、児童会室・相談室、2階6年1組、会議室)
- ・2階視聴覚室(床改修(0Aフロア撤去)、仮設間仕切壁 新設)

04_⑭棟LED照明改修(照明器具全て対象)【Aブロック改修工事】

令和9年度の主な工事内容

01_⑧棟校舎改修(LED照明改修含む)【C・Dブロック改修工事】

- ・屋上防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修
- ・設備機器更新
- ・職員トイレ改修(R9.1月～3月)